

R8ぐんま賃上げ促進支援金の制度概要

| 項目 | 内容 | 補足（R7との変更点等） |
|---------------------|--|--|
| ①支給額 | 5%賃上げした従業員1人当たり5万円 | 変更なし |
| | 小規模事業者の特例 3%賃上げした従業員1人当たり3万円 | 変更なし |
| ②申請回数 | 上限人数に達するまで、複数回の申請可能 | 変更なし |
| ③支給対象 | 県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、農業法人等も含む | 変更なし |
| ④対象 従業員 | 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ※非正規雇用労働者は 週所定労働時間20時間以上 | 変更なし |
| ⑤対象期間 及び 上限人数 | 令和8年1月1日から令和8年12月31日の賃上げ ただし、1期(R8.1月から9月頃)、2期(R8.9月頃から12月末)に分割・ 支給上限も1期あたり40人とし、最大のべ80名まで申請可とする | 2期制を導入 |
| ⑥申請期間 | 令和8年6月中・下旬 ～ 令和9年1月31日 | R7同様のスケジュール (上限に達した場合、前倒し終了) ₁ |

R8ぐんま賃上げ促進支援金の制度概要

| 項目 | 内容 | 補足（R7との変更点等） |
|----------------|---|--------------|
| ⑦その他の 主な要件等 | ①パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること（法人の場合） ②最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること ③引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること ④賃上げを支援する、他の補助制度と重複していないこと ⑤申請は原則、電子申請 | 変更なし |
| ⑧市町村との 連携 | 4市町で連携を予定 | |
| ⑨予算額 | 支援金予算：13.2億円 | |